

山陰海岸ジオパーク浦富海岸エリア推奨品認定事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岩美町は、山陰海岸ジオパーク世界加盟を機に町内の産業振興を図るため町内に事業所等を有する中小企業者等(以下「事業者等」という。)が行う、地域食材を活用した売れる商品づくりのためのパッケージ、シール等版下作成及び印刷に要する経費について、予算の範囲内において、山陰海岸ジオパーク浦富海岸エリア推奨品認定事業費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岩美町補助金等交付規則(平成11年3月24日岩美町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金対象業者等)

第2条 この要綱において、「中小企業者等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者
- (2) 農業協同組合、漁業協同組合
- (3) 商工会、観光協会
- (4) 農事組合法人
- (5) 地域の食産業の振興を図る事業実施主体として適当と認められるもの
- (6) その他町長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、政治活動、宗教活動を目的とする業者等は、対象としない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、パッケージ、シール等の版下作成及び印刷に要する経費とし、「食のみやこ鳥取県」、「山陰海岸ジオパーク浦富海岸エリア推奨品」及び「山陰海岸ジオパーク」のロゴ挿入は必須とする。

(事業の実施期間)

第4条 この事業の実施期間は、原則として申請年度の2月末日までとする。

(補助金の額)

第5条 町は、予算の範囲内において、事業主体が当該年度に実施する事業に要する経費について10万円を上限として補助するものとし、補助金の交付見込額を事業主体に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第5条第1号及び第2号に規定する事業計画書及び収支予算書は、様式第1号及び様式第2号のとおりとする。

2 「食のみやこ鳥取県」推進サポーターとして登録している旨、証明できるものを添付すること。

(補助金交付の決定)

第7条 町長は、補助金の交付決定にあたっては、あらかじめ事業内容を審査するものとし、その審査内容及び審査方法については、審査基準を別に定める。

2 町長は、第6条の規定による申請があった場合、前項の規定による審査結果を参考に、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

3 同一事業者等かつ同一事業内容において、本補助事業の交付決定前に他補助事業で交付決

定又は補助金の交付内示等を受けている場合には、他補助事業と併用で本補助事業の交付決定を受けることはできない。

(着手届の適用外)

第8条 この補助金においては、規則第12条の規定にかかわらず、着手届を要しないものとする。

(申請事項の変更)

第9条 規則第10条第1項の規定による町長への承認申請は、様式第3号による申請書を提出して行うものとする。

2 規則第10条第1項ただし書に規定する軽微な変更とは、次の各号に掲げるもの以外のものとする。

(1) 補助金の増額を伴う変更

(2) 事業の中止及び廃止

(事業実績報告書)

第10条 規則第17条の規定による実績報告書は、様式第4号のとおりとし、補助事業の完了した日から30日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度4月5日のいずれか早い期日迄に、事業実績書及び収支精算書を添付して提出するものとする。

(受入額調書)

第11条 規則第20条第3号に規定する受入額調書は、様式第5号のとおりとする。

(帳簿の整備等)

第12条 事業主体は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けると共に、この証拠となる書類を補助事業終了年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

(書類の提出部数)

第13条 規則及びこの要綱に基づく町長に提出する書類の部数は1部とする。

(販売状況の報告)

第14条 町長は、補助事業の効果を検証するため必要に応じて販売状況の報告を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱及び規則に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において当該補助金にかかる予算が成立した場合に当該補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において当該補助金にかかる予算が成立した場合に当該補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において当該補助金にかかる予算が成立した場合に当該補助金に適用する。